

野田市告示第 1 3 4 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 4 4 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
8-4-1	立看板 はり札	— 3	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿 三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-2	立看板 はり札	— 7	境杉戸線～市道71075～2522～1501 ～71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺 ～桐ケ作	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-3	立看板 はり札	— 2	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2 538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋 ～1511 桐ケ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	令和8年4月1日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-4	立看板 はり札	— 12	つくば野田線～市道1170～1160～結城野 田線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線 ～市道1061～1160～結城野田線～市道1 220～32001～つくば野田線～市道239 0～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野 田～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和8年4月8日 午前9時から午後4時	令和8年4月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-5	立看板 はり札	— 6	市道1061～21064～21081～110 19～2080～1050～2080～2310 ～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目 ～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～ 桜の里	令和8年4月8日 午前9時から午後4時	令和8年4月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-6	立看板 はり札	— 11	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道 ～市道52277～1062～1260～松戸野 田線～1200～1191～1390～3305 3～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花 輪新町	令和8年4月15日 午前9時から午後4時	令和8年4月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-4-7	立看板 はり札	— 3	野田牛久線～市道1180～1160～2170 ～1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和8年4月15日 午前9時から午後4時	令和8年4月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	